

介護福祉士養成支援事業費補助金交付要綱

平成28年4月1日
福祉保健部長寿介護課

(趣旨)

第1条 県は、宮崎県地域医療介護総合確保基金条例（平成26年宮崎県条例第65号）第1条に定める基金を活用し、介護現場における中核的介護人材の確保及び介護従事者のキャリアアップを支援するため、予算で定めるところにより、介護福祉士養成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長ほか通知）及び補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「実務者研修」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の規定により都道府県知事の指定した養成施設（以下「養成施設」という。）が実施する研修をいう。

(補助事業者)

第3条 この要綱に基づく補助金は、宮崎県内に所在する事業所及び施設の開設者であって、実務経験が3年以上の介護職員（申請年度の3月31日において3年以上となる見込みである者を含む。）を申請時点で雇用しており、当該職員に係る実務者研修の受講料を負担した事業者（以下「補助事業者」という。）に対し交付する。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は次のとおりとする。

(1) 実務者研修修了時支援金

補助対象経費	補助金額
実務者研修の受講料として補助事業者が負担した経費	受講者1名に対して補助事業者が負担した受講料又は4万円を上限に県が定める額のうち、いずれか低い額

(2) 介護福祉士国家試験合格時支援金

補助対象経費	補助金額
実務者研修の受講料として補助事業者が負担した経費（平成29年度に実務者研修修了時支援金を受けた者のうち、介護福祉士国家試験合格時支援金を受けていない者に係る経費を含み、平成30年度に実務者研修修了時支援金を受けた者に係る経費を除く。）	実務者研修修了時支援金を受けた受講者1名に対して補助事業者が負担した受講料（実務者研修修了時支援金による補助金額を除く。）又は6万円を上限に県が定める額のうち、いずれか低い額

(補助金の交付申請)

第5条 実務者研修修了時支援金の交付申請は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付の上、実務者研修の修了日から起算して2ヶ月以内又は実務者研修の修了日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、県に提出するものとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 補助金所要額調書(別記様式第2号)
- (3) 収支決算書(別記様式第3号)
- (4) 養成施設への受講料支払が確認できる書類(写)
- (5) 補助事業者が受講料を負担したことを確認できる書類(写)
- (6) 実務者研修修了証明書(写)
- (7) 誓約書(別記様式第6号)
- (8) 納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (9) 特別徴収実施確認・開始誓約書(法人の場合)(別記様式第7号)
- (10) その他知事が必要と認める書類

2 介護福祉士国家試験合格時支援金の交付申請は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付の上、介護福祉士国家試験の合格発表日が属する年度の3月31日までに、県に提出するものとする。介護福祉士国家試験に不合格となった場合又は受験できなかった場合のみ、実務者研修の修了年度の翌々年度までに限り申請することができるが、補助金が事業終期を迎えた場合、この限りでない。

- (1) 事業実績書(別記様式第4号)
- (2) 補助金所要額調書(別記様式第2号)
- (3) 収支決算書(別記様式第5号)
- (4) 養成施設への受講料支払が確認できる書類(写)
- (5) 補助事業者が受講料を負担したことを確認できる書類(写)
- (6) 介護福祉士国家試験合格証書(写)
- (7) 誓約書(別記様式第6号)
- (8) 納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (9) 特別徴収実施確認・開始誓約書(法人の場合)(別記様式第7号)
- (10) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 実務者研修修了時支援金の申請年度と同一年度の3月31日までに、受講者が実務者研修を修了し、修了証の交付を受けるとともに、補助事業者が受講料を負担すること。
- (2) 実務者研修修了時支援金を受けた受講者が、実務者研修の修了年度の翌々年度までに介護福祉士国家試験に合格すること(介護福祉士国家試験合格時支援金に限る)。
- (3) 補助事業者及び受講者が、実務者研修の受講料について、他の制度に基づく補助等の支援を受けないこと。

(4) その他規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(補助金等の交付の除外)

第7条 申請者(第1号から第3号までは役員を含む。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 県税に未納がある場合
- (5) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施していない場合又は特別徴収を開始することを誓約しない場合
- (6) その他補助が適当でないと知事が認める者

(申請の取下げのできる期限)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定及び確定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、介護福祉士養成支援事業費補助金請求書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る介護福祉士養成支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の予算に係る介護福祉士養成支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る介護福祉士養成支援事業費補助金から適用する。

別記様式第1号（第5条、規則第3条、第14条関係）

事業実績書

【実務者研修修了時支援金】

	①受講者氏名	②生年月日	③現在の勤務先事業所名	④介護等の業務の従事期間 (申請年度の3月31日における見込み)	⑤研修修了年月日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

【担当者連絡先】

法人名		事業所名	
電話番号		F A X	
(フリガナ)		E-mail	
氏名			
郵便番号		住所	

様式第2号（第5条、規則第3条、第14条関係）

補助金所要額調書

（単位：円）

	受講者氏名	①補助対象経費の額（事業者の受講料負担額）			⑤受講者負担	⑥合 計
		②実務者研修修了時 支援金(上限4万円)	③介護福祉士国家試験 合格時支援金(上限6万円)	④事業者負担		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
	合 計					

様式第3号（第5条、規則第3条、第14条関係）

収支決算書

【実務者研修修了時支援金】

1 収入

(単位：円)

区 分	収入決算額	備 考
県補助金 (補助金所要額調書の②の合計額)		
事業者負担 (補助金所要額調書の③と④の合計額)		
受講者負担 (補助金所要額調書の⑤の合計額)		
合 計		

2 支出

(単位：円)

区 分	支出決算額	備 考
受講料 (補助金所要額調書の⑥の合計額)		
合 計		

様式第4号（第5条、規則第3条、第14条関係）

事業実績書

【介護福祉士国家試験合格時支援金】

	①受講者氏名	②生年月日	③現在の勤務先事業所名	④実務者研修修了時 支援金の受領年度
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

【担当者連絡先】

法人名		事業所名	
電話番号		F A X	
(フリガナ)		E-mail	
氏 名			
郵便番号		住 所	

様式第5号（第5条、規則第3条、第14条関係）

収支決算書

【介護福祉士国家試験合格時支援金】

1 収入

(単位：円)

区 分	収入決算額	備 考
受領済県補助金 (補助金所要額調書②の合計額)		
県補助金 (補助金所要額調書③の合計額)		
事業者負担 (補助金所要額調書④の合計額)		
受講者負担 (補助金所要額調書⑤の合計額)		
合 計		

2 支出

(単位：円)

区 分	支出決算額	備 考
受講料 (補助金所要額調書⑥の合計額)		
合 計		

年 月 日

宮崎県知事

殿

所在地（住所）

事業者名

代表者職氏名

生年月日

年

月

日

印

日（性別）

誓 約 書

私は、
年度介護福祉士養成支援事業費補助金交付申請を行うに当たり、
次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからエまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからエまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

申請する受講者は、当事業者が運営する事業所で勤務する、実務経験が3年以上（申請年度の3月31日において3年以上となる見込みである者を含む）の介護職員です。

当事業者及び受講者が、実務者研修の受講料について、他の制度に基づく補助等の支援を受けていません。

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

所在地（住所）

事業者名

代表者職氏名

印

該当する□にチェック（☑）を入れてください。

1 領収証書の写しを添付する場合

□当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

6か月以内の領収証書の写しをここに1枚貼付してください。

2 1以外の場合

(1) 特別徴収を実施している旨の確認

□当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 指定番号は各事業所で事前に記入してから確認印をもらってください。

(2) 特別徴収義務がない旨の確認

□当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

(3) 特別徴収開始誓約の確認

□当事業所は、年 月 日から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当法人あてに送付してください。

2の(1)～(3)の場合、市町村の税務担当窓口にて必ず確認印を受けてください。

市町村確認印 押印欄

年 月 日

宮崎県知事

殿

申請者 所在地（住所）
事業者名
代表者職氏名

印

介護福祉士養成支援事業費補助金請求書

年 月 日付け第 号で交付決定及び交付額の確定を受けた 年度介護福祉士養成支援事業費補助金について、介護福祉士養成支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込口座

金融機関名								
支店名								
銀行コード					支店コード			
預金の種類								
口座番号								
口座名義人 (カタカナ)								

- ※ 必ず申請者名義の口座にしてください。
- ※ ゆうちょ銀行の振込用口座番号は、通常の口座番号と異なりますので、銀行に確認して間違いのないようにしてください。
- ※ 通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号及びカナ口座名義人が表示されている面）の添付をお願いします。